東京都公報
日刊（日曜日、土曜日、休日休刊）
発行　東京都

目次

告示

○建築基準法による道路の指定……（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課）…一
○土砂災害警戒区域等の指定の解除……（建設局河川部指導調整課）…一
○土砂災害警戒区域等の指定……（同）…二

告示（選）

○東京都議会議員補欠選挙（大田区選挙区）における選挙人名簿の登録基準日及び登録日……三

公告

○開発行為に関する工事完了……（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課）…三
○大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要……（産業労働局商工部地域産業振興課）…三
○東京都議会議員補欠選挙（大田区選挙区）の候補者届出書等の事前審査……（東京都選挙管理委員会）…三
○東京都議会議員補欠選挙（大田区選挙区）における候補者等が選挙長又は東京都選挙管理委員会にする届出、申請等の受付場所……（同）…四
○東京都議会議員補欠選挙（大田区選挙区）における政党その他の政治団体が東京都選挙管理委員会にする届出、申請等の受付場所……（同）…四

告示

◉東京都告示第六百十八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。）第四十二条第一項第四号の規定により、次のとおり道路を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和五年四月二十六日

東京都多摩建築指導事務所長　名取伸明

指定に係る道路の種類	指定年月日	指定に係る道路の位置	指定に係る道路の延長及び幅員（単位メートル）
法第四十二条第一項第四号の規定による道路	令和五年三月二十二日	武蔵村山市神明一丁目三十一番一、三十三番一、三十四番、三十五番一、三十六番一、三十七番二及び同番三の各一部	延長　二六四・三三 幅員　一・七〇～六・〇〇

◉東京都告示第六百十九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項及び第九条第八項の規定に基づき、平成三十年東京都告示第七十七号により指定した土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域のうち、別表に掲げる区域の指定を解除する。

なお、「別図」は省略し、その図面及び関係書類を東京都建設局河川部及び杉並区役所において縦覧に供する。

令和五年四月二十六日

東京都知事　小池　百合子

別　表

1　土砂災害警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲
杉並区	久我山二丁目	115001-K006	急傾斜地の崩壊	別図のとおり

2　土砂災害特別警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
杉並区	久我山二丁目	115001-K006	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり

◉東京都告示第六百二十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第九条第一項の規定に基づき、別表のとおり土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、「別図」は省略し、その図面及び関係書類を東京都建設局河川部及び杉並区役所において縦覧に供する。

令和五年四月二十六日

東京都知事　小　池　百合子

別　表

1　土砂災害警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲
杉並区	久我山二丁目	115001-K006	急傾斜地の崩壊	別図のとおり

2　土砂災害特別警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
杉並区	久我山二丁目	115001-K006	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり

告示（選）

◉東京都選挙管理委員会告示第二十九号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二十二条第三項の規定により、令和五年六月四日執行予定の東京都議会議員補欠選挙（大田区選挙区）における選挙人名簿の登録について被登録資格の決定の基準となる日及び登録を行う日を次のとおり定めたので、公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第十四条第二項の規定により告示する。

令和五年四月二十六日

東京都選挙管理委員会

基準となる日　令和五年五月二十五日。ただし、年齢については、同年六月四日

登録を行う日　令和五年五月二十五日

公告

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和五年四月二十六日

東京都多摩建築指導事務所長　名取　伸明

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
多摩市大字落川字十九号千三百六十五番四	山梨県上野原市上野原二十六番地 株式会社角屋ハウジング 代表取締役　秦　孝延
清瀬市中里五丁目千百二十七番三	武蔵野市境二丁目二番二号 株式会社飯田産業 代表取締役　築地　重彦
三鷹市井の頭三丁目九百三十八番五、同番六及び同番三十一から同番三十四まで	品川区旗の台五丁目二十七番十三号 鈴木　鈴子
府中市住吉町三丁目六十五番二十五の一部（第一工区）	西東京市東伏見三丁目六番十九号 タクトホーム株式会社 代表取締役　小寺　一裕
東村山市恩多町四丁目二番百十五	西東京市芝久保町四丁目二十六番三号 株式会社東栄住宅 代表取締役　佐藤　千尋
東久留米市浅間町二丁目三百三十三番、三百三十四番一、同番二の一部、四百六十三番一及び同番三から同番六まで（第二工区）	西東京市東伏見三丁目六番十九号 タクトホーム株式会社 代表取締役　小寺　一裕
三鷹市牟礼一丁目千四百七十四番一、千四百七十四番三から同番九まで及び千四百七十六番二	小平市鈴木町一丁目四百七十二番地四十 誠賀建設株式会社 代表取締役　加賀美　誠
東村山市秋津町五丁目三番三十七	武蔵野市境二丁目二番二号 株式会社飯田産業 代表取締役　築地　重彦

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要について

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る意見を聴取したので、同条第三項の規定により次のとおり意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。

令和五年四月二十六日

東京都知事　小池　百合子

一　店舗名　テルミナ2

二　店舗所在地　墨田区錦糸一丁目二番四十七号

三　設置者名　株式会社錦糸町ステーションビル

四　意見

ア　聴取者　墨田区長

イ　概要　意見なし

ウ　収受日　令和五年四月五日

五　縦覧場所　東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）

六　縦覧期間　令和五年四月二十六日から同年五月二十六日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。

七　縦覧時間　午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

東京都議会議員補欠選挙（大田区選挙区）の候補者届出書等の事前審査について

令和五年六月四日執行予定の東京都議会議員補欠選挙（大田区選挙区）に立候補を予定する者に対して、次のとおり候補者届出書等の事前審査を行う。

令和五年四月二十六日

東京都選挙管理委員会

日時　令和五年五月十七日から同月十九日までの午前九時から午後五時まで

場所　東京都庁第一本庁舎北塔四十階東京都選挙管理委員会事務局　新宿区西新宿二丁目八番一号

東京都議会議員補欠選挙（大田区選挙区）における候補者等が選挙長又は東京都選挙管理委員会にする届出、申請等の受付場所について

令和五年六月四日執行予定の東京都議会議員補欠選挙（大田区選挙区）において、候補者等が選挙長又は東京都選挙管理委員会にする届出、申請等（争訟を除く。）の受付場所を次のとおり定めた。

令和五年四月二十六日

東京都選挙管理委員会

一　令和五年五月二十六日午前八時三十分から午前十時まで　大田区役所本庁舎十一階第五・第六委員会室　大田区蒲田五丁目十三番十四号

二　令和五年五月二十六日午前十時以降　大田区役所本庁舎九階大田区選挙管理委員会事務局　大田区蒲田五丁目十三番十四号

東京都議会議員補欠選挙（大田区選挙区）における政党その他の政治団体が東京都選挙管理委員会にする届出、申請等の受付場所について

令和五年六月四日執行予定の東京都議会議員補欠選挙（大田区選挙区）において、政党その他の政治団体が東京都選挙管理委員会にする届出、申請等の受付場所を次のとおり定めた。

令和五年四月二十六日

東京都選挙管理委員会

東京都庁第一本庁舎北塔四十階東京都選挙管理委員会事務局　新宿区西新宿二丁目八番一号

発行　東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
電話　〇三(五三二一)一一一一(代)
郵便番号163-8001
定価　本号　三〇円
一箇月　六、六〇〇円
（郵送料を含む。）
印刷所　勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話　〇三(三八一二)五二〇一(代)
郵便番号113-0001

リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。